

通信機能を備えた福祉用具について

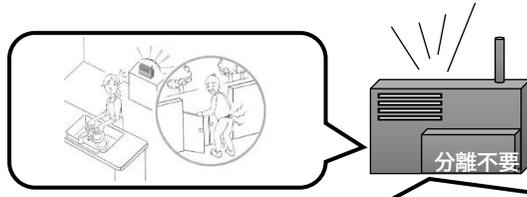
1. 前回までの整理
2. 通信機能を備えた福祉用具に係る追加調査結果（案）
3. 通信機能を備えた福祉用具の再整理（案）
4. 通知改正及びQ&A（案）
5. 今後のスケジュール
6. 参考資料

改正後のイメージ

---> はデータの流れ

介護保険の給付対象となる機能

①用具の本来機能として通信機能を備えた福祉用具
(告示※)で「通報」が種目の機能として定められているもの)



認知症老人徘徊感知機器は、居宅外との通信機能を備えた場合
や通信機能が物理的に内蔵されている場合も給付対象

②用具の本来機能に付属して通信機能を備えた福祉用具
(特定福祉用具販売の種目(選択制対象福祉用具以外)は除く)
(例)



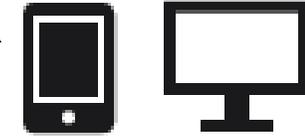
通信機能を内蔵可

新たに給付対象となるのは、本来機能に付属する通信機能として、
福祉用具の位置情報、バッテリーの状態、異常・故障の情報、使用状
況を通知する機能を給付対象とする。

利用者・家族等、必
要に応じて福祉用
具貸与事業者等が
通知を受け取るこ
とが可能



介護保険の給付対象外となる機能



給付対象外となる機能

- ・左記以外の機能を当該の福祉用具に搭載することは認められない。
- ・なお、左記によって得られたデータを使用した機能・サービスは、利用者と事業者の間の契約の定めにより、利用者の自己負担において使用可能
- ・利用者の自己負担による利用が考えられるサービス例
…ナビゲーション 等

給付対象外となる費用

- ・通信料金、ソフトウェア・アプリケーションの導入・利用及びサブスクリプション等に要する費用
- ・スマートフォン・タブレット等の端末の調達費用
- ・福祉用具に内蔵されたものを除く、モデム・ルーター等の通信機器の調達費用 等

【主な留意事項】

- ・なお、事業者への通知は、別に利用者への説明と同意を得ること。
- ・通信機能を備えた福祉用具の取扱いについて、福祉用具専門相談員は利用者への説明と同意を得ること。
- ・位置情報等を第三者へ提供するに当たっては、個人情報保護に留意し、同意を得ること。

介護保険の給付対象となる機能

- 前回のご意見を踏まえ、「使用の有無・位置情報を通知する機能」にGPS機能を例示として追加した他、給付対象とする機能についてその使用目的を整理した。また、給付対象外となる機能を例示
- 使用目的に未使用の福祉用具はサービス利用の見直しに繋げることで、用具の適正な使用が期待される旨を追記
- 通知後の事業者の対応（駆けつけ、訪問など）についても追記

介護保険の給付対象となる通知機能

- a) 本来機能に通信機能を備えた福祉用具である認知症老人徘徊感知機器について、居宅内のみならず、居宅外の位置情報を家族・隣人に通知するものとして考えられる機能

機能	使用目的
①福祉用具の位置情報（例 GPSによる取得）を通知する機能	福祉用具の位置情報の把握を踏まえた安全の確保

通知後の事業者の対応

利用者事業者の契約により、利用者の自己負担のサービスとしての利用可能

- b) 当該福祉用具の本来機能に付属して通信機能を備えた福祉用具について、福祉用具の位置情報を家族に通知するものとして考えられる機能

機能	使用目的	搭載種目の例
②福祉用具の位置情報（例 GPSによる取得）を通知する機能	福祉用具の位置情報の把握を踏まえた安全の確保	歩行器、車いす 等

通知後の事業者の対応

利用者事業者の契約により、利用者の自己負担のサービスとしての利用可能

※安全対策、位置情報の確認のために用いる、福祉用具に付属しないGPS発信機を新たな種目として追加するものではない。

介護保険の給付対象となる機能

介護保険の給付対象となる通知機能

c) 当該福祉用具の本来機能に付属して通信機能を備えた福祉用具について、用具の維持管理や修理交換、使用状況の把握に資する福祉用具の情報を利用者又は家族、必要に応じて福祉用具貸与事業者等に通知するものとして考えられる機能

機能	使用目的	搭載種目の例
③バッテリーの状態を通知する機能	福祉用具の維持管理や修理交換の目安、使用状況の把握により、メンテナンスや適正な給付のために活用	電動車いす、移動用リフト、歩行器、床ずれ防止用具、特殊寝台 等
④福祉用具の異常・故障を通知する機能		
⑤福祉用具の使用状況を通知する機能		

通知後の事業者の対応

従来の保険給付内のサービス（通知後即時の対応を求めるものではなく、適時対応）

d) 当該福祉用具の本来機能に付属して通信機能を備えた福祉用具について、給付対象外となる機能の例

給付対象外となる機能	
⑥ 利用者の状態変化・体調不良等を通知する機能	（例 バイタルセンシングによる検知等）
⑦ 利用者が操作し緊急情報を通知する機能	（例 インターホン、ナースコールへの接続等）
⑧ ①～⑤に示す機能を用いる、上記①～⑤の使用目的以外の活用	（例 ナビゲーション・コミュニケーション等）
⑨ ①～⑤に示すもの以外の機能を搭載したもの	

※なお、新たな機能の検討や、通信技術の進展・普及により一般市場においても広く製品化された機能については給付対象外とする等の取り扱いについて、「介護保険福祉用具・住宅改修評価検討会」において適宜見直しを行う。

- 本日は、これまでの評価検討会の検討状況について本分科会にご報告するものであり、頂いた御意見を踏まえ事務局で関係団体と協議の上で下記の事項を盛り込んだ改正通知の発出やQ&A等の発出に向け、検討を進める。
- 施行時期については、福祉用具情報システム(TAIS)の改修に要する期間を踏まえて設定する。
- 上記のプロセスについて、改めて本分科会にご報告する。

製造メーカー

情報提供

対象者の状態とその使用場面及び利用に関する注意事項を具体的に明らかにし、当該福祉用具の利用を検討する際の参考となる情報を提供

サポート

福祉用具専門相談員が通信機能を備えた福祉用具の選定、活用するに当たって、効果的かつ安全に活用できるようサポート

貸与価格・自己負担価格の設定と実態調査

- ・既存種目における複合機能の明確化であることを踏まえた、標準的な価格の水準等の調査
- ・月平均100件以上の貸与実績がある製品については、利用者の自己負担を要する通信費用等を含めた価格設定を調査
- ・通信機能及びデータの利活用状況についてヒアリング等の調査

福祉用具貸与事業所

業務の範囲の整理

位置情報の通報後の対応について、駆けつけ・安否確認を含む一切の役務を担うものではなく、そのサービス提供は給付対象外(契約の締結により自己負担による利用は可能)

メンテナンス、使用状況についての通知後の対応は、福祉用具貸与事業所の本来業務である(保険給付内のサービス)

利用者への説明と同意

- ・給付対象外となるサービスを自己負担で契約することについての説明と同意
- ・個人情報の利用目的等についての説明と同意

効果的な活用方法の習得

有効に活用できるよう、その機能や活用方法、ネットリテラシーの習得に努める

居宅介護支援事業所

1. 前回までの整理
2. 通信機能を備えた福祉用具に係る追加調査結果（案）
3. 通信機能を備えた福祉用具の再整理（案）
4. 通知改正・Q&Aについて（案）
5. 今後のスケジュールについて
6. 参考資料

2. 通信機能を備えた福祉用具に係る追加調査結果(案) (1)調査の概要

(1)「国内における通信機能を備えた福祉用具の実態把握等に関する調査研究(令和7年度老人保健健康増進等事業)」

調査の目的

- GPS付き認知症老人徘徊感知機器をはじめとする通信機能を備えた機器の仕様、価格、効果、市場規模、活用の実態を把握する。
- 今後の開発及び活用の見込み等に関するレビューや開発企業を対象としたヒアリング調査等を実施した。
- 調査対象は、分離型として介護保険の給付対象で、今後、内蔵型への移行が見込まれる「認知症老人徘徊感知機器」及び令和6年度に改定された「介護テクノロジー利用の重点分野」のうち「見守り・コミュニケーション(在宅・施設)」に該当する機器とし、今後の動向を考察する。

調査方法

【アンケート・ヒアリング調査】

公益財団法人テクノエイド協会が運営する「福祉用具情報システム」に登録されている機器を対象に、通信機能を備えた機器の仕様、価格、効果、出荷台数、活用の実態及び今後の開発及び活用の見込み等に関してアンケート調査を行い、その結果を踏まえ、機器の取扱件数が多い企業等を対象に具体的な実態把握のためヒアリング調査を行う。

【机上調査】

国内で上市されており、かつ福祉用具情報システムに登録されていない見守り製品のうち、運用団体やサポート体制などにおける代表的なものを抽出し、その特徴について調査を行う。

検討委員会

氏名	所属・役職等	氏名	所属・役職等
井上 剛伸	国立障害者リハビリテーションセンター研究所 福祉機器開発部 シニアフェロー	五島 清国	公益財団法人テクノエイド協会 企画部長
渡邊 慎一	横浜市総合リハビリテーションセンター センター長補佐		

(2)「介護テクノロジーに係る市場動向調査(令和7年度老人保健健康増進等事業)」

- 「介護テクノロジーに係る市場動向調査(令和7年度老人保健健康増進等事業)」の一部として、通信機能を備えた福祉用具(※通信機能を備えた歩行器や車いす、認知症老人徘徊感知機器等)の開発企業に対し、「課題」、「市場規模」及び「市場動向」等の観点でアンケート調査を実施。
- 本調査においては、認知症老人徘徊感知機器以外の福祉用具貸与の種目に福祉用具の位置情報を通知する機能を備えた機器及び福祉用具の維持管理や修理交換、使用状況の把握に資する福祉用具の情報を通知する機能を備えた機器を対象に調査を行った。

(1) 国内における通信機能を備えた福祉用具の実態把握等に関する調査研究

① 結果概要

- 116企業(336製品)に対しアンケート調査を実施し、48企業(99製品)について回答が得られた。
- そのうち、認知症老人徘徊感知機器において、本来機能とは別に位置情報を通知する機能をオプションとして備える製品は本調査において2件確認された。

アンケート調査

調査企業数	調査製品数	回答企業数	回答製品数
116企業	336製品	48企業	99製品

図表1 位置情報を通信する機能を備える製品

	機器A	機器B
介護保険における福祉用具貸与の種目	認知症老人徘徊感知機器	認知症老人徘徊感知機器
外部へ通知する項目	屋外の位置情報、福祉用具の使用状況	屋外の位置情報
使用状況の通知内容	充電残量、操作履歴、充電目安、電源オンオフ	—
通信機能の効果	利用者の安全性の向上、データ活用による科学的介護の促進、家族の負担軽減(心理的不安の解消など)、介護事業者の業務の効率化	—
貸与件数	1,000件程度	120件程度
貸与価格の例	10,000~15,000円程度	5,000~10,000円程度
オプション価格(※)	1,000円/月	300円/月

(※)介護保険における福祉用具の本来機能とは別に位置情報を通知する機能を、利用者の自己負担において利用する場合の価格

(1) 国内における通信機能を備えた福祉用具の実態把握等に関する調査研究

① 結果概要

- 告示に掲げる認知症老人徘徊感知機器の定義である「屋外に出ようとした時又は屋内のある地点を通過した時に、家族、隣人等へ通報する機能」に類似する機能を備えており、かつ、位置情報を取得する機能も備えている製品は本調査において2件確認できた。

図表2 位置情報を通信する機能を備える製品(認知症老人徘徊感知機器の本来機能を備えていない製品(※))

	機器C	機器D
外部へ通知する項目	福祉用具の位置情報 福祉用具の異常・故障・使用状況	福祉用具の位置情報 福祉用具の使用状況
異常・故障情報の通知内容	バッテリー温度の上昇	—
使用状況の通知内容	電源オンオフ、充電残量、充電目安	電源オンオフ、無通電時間、操作履歴、充電残量、充電目安
通信機能の効果	利用者の安全性の向上 家族の負担軽減(心理的不安の解消など) 介護事業者の業務の効率化	利用者の自立の促進、利用者の安全性の向上 家族の負担軽減(心理的不安の解消など) 機器の安全な利用の促進 情報の共有及びコミュニケーションの円滑化

(※)「屋外に出ようとした時又は屋内のある地点を通過したときに、家族、隣人等へ通知する機能を備えた機器」が本人が装着する機器と分離していない機器

(1)国内における通信機能を備えた福祉用具の実態把握等に関する調査研究

②ヒアリング調査結果 概要

- 認知症高齢者の徘徊防止を目的として、GPS機能付きの認知症老人徘徊感知機器を活用した事例について、メーカーを対象にしたヒアリングを行い、運用上の課題について整理を行った。

ヒアリング調査対象:アンケート調査の回答企業のうち応諾が得られた4企業に対し実施

①利用者・家族への説明

- 高齢独居や老々介護の場合、GPS機能はインターネットが不要だと認識される。GPSがあれば安心と思われるが、通信が届きにくいと使えず、電池切れの場合もあるので万能ではないとの理解が必要(A社)
- 在宅での見守りは、家族が常に付き添うわけにはいかず、負担が大きい。そのため、スマートフォンを使用する見守りシステムのニーズが高まると感じる(B社)
- ハードルは利用者のリテラシーの低さ。老々介護で本人・家族が慣れておらず、拒否反応を示される。(C社)
- 利用は、認知症であっても自立歩行可能で1人で外出してしまう方。家族側の条件としては、駆けつけ可能な家族や支援者がいることが重要であり、老々世帯では難しい印象(D社)
- 施設向けは、転倒・転落検知、バイタルや睡眠状態の把握等の需要があり、職員の負担軽減のニーズがある。一方で、在宅の場合、見守りを行うのは家族であるため、必要とする情報の種類や量が施設とは異なる。(D社)

②第三者への情報提供の事前同意

- サポートセンターを設けて自社職員が探索依頼があれば対応。自治体も夜間の対応等で役に立つと機器導入の補助を行ってくれているが、自治体・警察との情報提供の協定や連携は今のところ特にない。(B社)
- 現状は特に無く、貸与事業所が利用規約に基づいて説明している。様式があれば便利になる(C社)

③通報時の対応

- 行方を追う人がいないと上手く活用できない。人的リソースが必要。ケアマネでの対応は困難。ヘルパー等が関わり、訪問のたびに充電を確認するような体制が必要 (A社)
- 家族がGPSの位置検索を行い現地へ向かうことが多い。家族が遠方におり確認できない場合、メーカーへ探索依頼が来れば都度対応。(B社)
- 地元警察署と連携。電話対応が多いが警察と確認できればサーバーの情報を提供。(C社)

(1)国内における通信機能を備えた福祉用具の実態把握等に関する調査研究

②ヒアリング調査結果 概要

④貸与事業所への教育

- ケアマネジャーに機器を紹介してもらうためインプットをオンラインで実施。問い合わせ対応は自社対応。(A社)
- 貸与事業者や販売代理店に対する商品説明会を現場もしくはZoomで実施(B社)
- 卸や取扱店からユーザーへ教育をしてもらっているが、依頼によってメーカー対応もある。(C社)
- 貸与事業者向け勉強会を開催。使用してもらっている製品について話をしている。(D社)

⑤トラブル事例

- ビーコンは電波が微弱で周辺の電波状況に強く依存。電波状況は日によって変わってしまう。(A社)
- スマートフォン等の登録方法や、充電がもたないと連絡があり、こまめな充電を心掛けてもらうことを説明。頻繁な使用は電池の消耗が早くなるため、適切な使用頻度について説明している(B社)
- 通信事業者の通信障害が発生し1か月ほど位置情報が取得できなかった。その後、通信障害により位置情報が取得できなくなる可能性をしっかりと説明するようにした。(C社)
- 家族の利用するスマートフォン側の通信環境に原因があるなど、製品に問題がなくても問い合わせがある。貸与事業者経由でメーカーに連絡がくる。(D社)

⑥通信の契約形態

- 機器メーカーと通信事業者で契約を結び、利用者は機器メーカーに料金を支払う。利用者と通信事業者は契約をしない。(C社)
- 利用者が機器メーカーに支払う場合と、利用者が卸事業者を支払った上で卸事業者から機器メーカーに支払われるパターン。契約は機器メーカーと通信事業者が結んでいる。(B社)

(1) 国内における通信機能を備えた福祉用具の実態把握等に関する調査研究

③ 机上調査の整理

- 国内で上市され、かつ福祉用具情報システムに登録されていない、見守り機能を備えた製品のうちホームページ上に公開情報のあった代表的な機器について、机上調査を行い(21件該当)、それらの機器の仕様、目的、対象者像等の特徴を整理した。
- 調査対象の機器の特徴として、「機器の形態が認知症老人徘徊感知機器に該当しないものが多い」こと、「Wi-Fiを必要としない機器が多い」こと、「駆けつけサービスを付帯していない機器がある」こと等が確認された。

図表3 机上調査結果

カテゴリ	概要	調査件数	月額利用料	Wi-Fi 不要	緊急通報 機能 有	駆けつけ サービス 有
屋外位置情報把握 (徘徊対策)	携行型端末を持ち歩き、屋外での現在地や移動履歴等の把握・徘徊対策に使用される製品群。	6件	平均値:1,452円 中央値:1,210円 (N=4)	6件	4件	2件
在宅状況見守り	室内にセンサー機器を設置し、動きや在宅状況、生活リズム、室温・湿度等の見守り・「いつも通り動いているか」の確認に使用される製品群。	6件	平均値:1,352円 中央値:940円 (N=4)	5件	1件	0件
家電型 家電連動型	ポット・電球・テレビなど、普段使っている家電の使用状況から生活リズムや在宅状況を見守る製品群。	6件	平均値:2,083円 中央値:1,848円 (N=5)	6件	0件	0件
コミュニケーション 型	会話機能により、スマホが苦手でも使用可能な製品。見守り+孤立感の軽減。	1件	—	1件	0件	0件
ホームセキュリ ティー体型	ホームセキュリティサービスに、高齢者見守り機能が組み込まれた製品。	1件	—	1件	1件	1件
スマホアプリ型	利用者自身のスマホと既存アプリを使い、新たな専用機器なしで安否確認を行う製品。	1件	—	1件	0件	0件

(2) 介護テクノロジーに係る市場動向調査

① 結果概要

- 認知症老人徘徊感知機器以外の福祉用具で、認知症者の徘徊探索に活用されている事例は確認できなかった。
- また、福祉用具の操作履歴やエラー履歴等をモニタリングやメンテナンスへ活用されている事例は確認された。

図表4 福祉用具の位置情報、使用状況、異常・故障を通信する機能を備える認知症老人徘徊感知機器以外の製品

	A	B	C
種目	ハンドル型電動車いす	簡易型電動車いす・電動車いすユニット	特殊寝台
位置情報	地点の通過・屋外の位置情報(GNSS)	—	—
使用状況 異常故障情報の活用	福祉用具の使用状況(操作履歴、充電状況等)福祉用具の異常・故障	業者のみがアプリ接続時に設定変更、エラー履歴、バッテリー状態等の確認	福祉用具の使用状況(操作履歴、充電状況等)、福祉用具の異常・故障
通信モジュール	内蔵	内蔵	内蔵
通信技術	Bluetooth	Bluetooth	Bluetooth
受信端末	スマートフォン、タブレット	スマートフォン、タブレット	スマートフォン、タブレット
通信機能の目的	家族の負担軽減 利用者の動きの確認 利用者の安全確保	メンテナンスへの活用 福祉用具の適正使用の判断に活用	モニタリングへの活用 ケアの検討に活用 メンテナンスへの活用 福祉用具の適正使用の判断に活用 家族の負担軽減 支援者の業務の効率化
対象者	介護認定を受けていない高齢者	要介護2～5 特例にて要支援者の利用も一定数あり	要支援1～2・要介護1～5・障害者
効果	別居している家族(子世代)が親に贈るにあたって購入いただくケースが多い。	・ユーザーに合わせた操作法の設定 ・バッテリー劣化度等の情報、エラー履歴、使用履歴などから、エラー、故障発生時の要因特定に利用	福祉用具専門相談員がモニタリング時に通信機能を活用して福祉用具の故障確認の適正な実施と記録により作業精度と効率化を図る。利用者の使用状況を確認し利用者に対して適切な使用・用具活用の説明に活用。

1. 前回までの整理
2. 通信機能を備えた福祉用具に係る追加調査結果（案）
3. 通信機能を備えた福祉用具の再整理（案）
4. 通知改正及びQ&A（案）
5. 今後のスケジュールについて
6. 参考資料

3. 通信機能を備えた福祉用具の再整理(案) (1) 新たに介護保険の給付対象となる機能(再整理案)

a) 認知症老人徘徊感知機器について、居宅内のみならず、居宅外の位置情報を家族、隣人等に通報するものとして考えられる機能

機能	使用目的	該当種目
①福祉用具の位置情報(例 GPSによる取得)を通知する機能	福祉用具の位置情報の把握を踏まえた利用者の安全の確保	認知症老人徘徊感知機器

①の機能による通知後の事業者の対応 → 利用者と事業者の契約により、利用者の自己負担のサービスとして利用可能(例 駆けつけサービス等)

b) 認知症老人徘徊感知機器以外の通信機能を備えた福祉用具について、福祉用具の位置情報を家族、隣人等に通報するものとして考えられる機能

機能	使用目的	搭載種目の例
②福祉用具の位置情報(例 GPSによる取得)を通知する機能	福祉用具の位置情報の把握を踏まえた安全の確保	歩行器、車いす 等

→ 認知症老人徘徊感知機器以外の福祉用具に位置情報を通報する機能を備えた機器における徘徊予防・探索の効果は、調査にて把握できなかったことから、今回の整理においては給付対象外とし、今後の実績や必要性に応じて検討することとする。

c) 福祉用具貸与の種目(特定福祉用具販売の種目は、貸与と販売の選択制対象種目のみ該当)について、用具の維持管理や修理交換、使用状況の把握に資する福祉用具の情報を利用者、家族、必要に応じて福祉用具貸与事業者等に通知するものとして考えられる機能

機能	使用目的	搭載種目の例
③バッテリーの状態を通知する機能	福祉用具の維持管理や修理交換の目安、使用状況の把握により、メンテナンスや適正な給付のために活用	電動車いす、移動用リフト、歩行器、床ずれ防止用具、特殊寝台 等
④福祉用具の異常・故障を通知する機能		
⑤福祉用具の使用状況を通知する機能		

③~⑤の機能による通知後の事業者の対応 → 従来の保険給付内のサービス(通知後即時の対応を求めるものではなく、適時対応)

3. 通信機能を備えた福祉用具の再整理(案) (2) 介護保険の給付対象外となる機能(再整理案)

介護保険の給付対象外となる通知機能

d) 当該福祉用具の本来機能に付随して通信機能を備えた福祉用具について、給付対象外となる機能の例

給付対象外となる機能	
⑥	利用者の状態変化・体調不良等を通知する機能 (例 バイタルセンシングによる検知等)
⑦	利用者が操作し緊急情報を通知する機能 (例 インターホン、ナースコールへの接続等)
⑧	①, ③～⑤に示す機能を用いる、上記①, ③～⑤の使用目的以外の活用 (例 ナビゲーション等)
⑨	①, ③～⑤に示すもの以外の機能

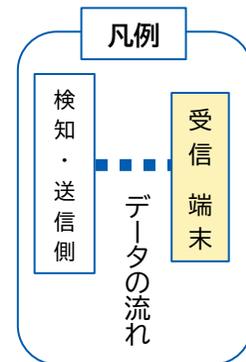
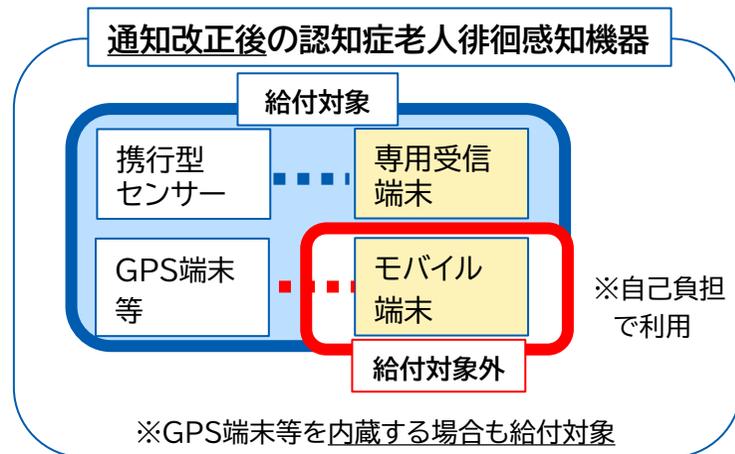
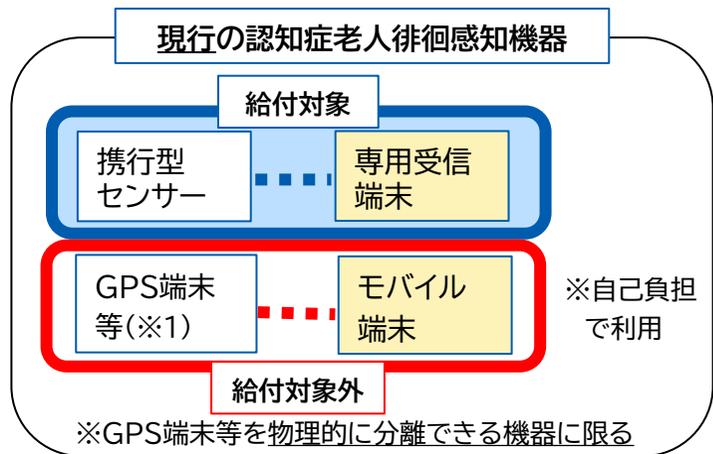
【留意事項】

- ・ 安全対策、位置情報の確認のために用いる、福祉用具に付属しないGPS発信機を新たな種目として追加するものではない。
- ・ 特定福祉用具販売の種目(選択制対象福祉用具以外)については、給付対象外とする。
- ・ なお、新たな機能の検討や、通信技術の進展・普及により一般市場においても広く製品化された機能については給付対象外とする等の取り扱いについて、「介護保険福祉用具・住宅改修評価検討会」において適宜見直しを行う。

3. 通信機能を備えた福祉用具の再整理(案)

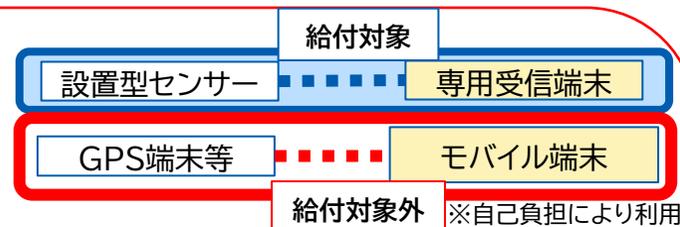
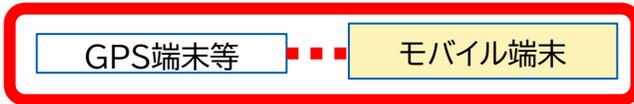
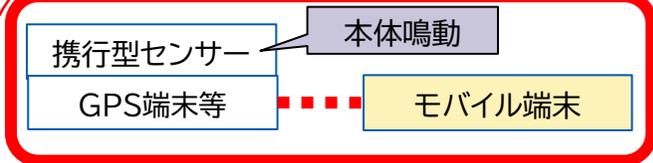
(3) 認知症老人徘徊感知機器に屋外の位置情報を備える場合の整理(案)

- 認知症老人徘徊感知機器には、本人が携行するもの、ベッド・マットレスに設置するもの、壁や天井に設置するものなど、様々なタイプがあるが、給付対象に含めるのは携行する機器に限り、離床センサー等の設置型でGPS端末等を備える機器は給付対象外としてはどうか。



(※1)GPS等で位置情報を取得し、通知する端末

今後も給付対象外の機器の例



携行型の認知症老人徘徊感知機器に類似した機器で、専用受信端末がなく、屋外に出ようとした時又は屋内のある地点を通過した時に、センサー本体が光やブザー等で通報するもの

～すべて給付対象外とする。

GPS等で位置情報を取得し、通知する機器のうち、

- ・専用受信端末がなく、外部への通信機能を切断した状態で通報できないもの、
- ・紛失防止タグ等とモバイル端末(スマートフォン等)との近距離通信で位置を探すもの
- ・位置情報の取得にモバイル端末を送信機として使うもの

～すべて給付対象外とする。

設置型の認知症老人徘徊感知機器(利用者本人が携行するもの以外)に、GPS等を用いて位置情報を取得し、通知する機能を備えた機器をオプションとしているもの

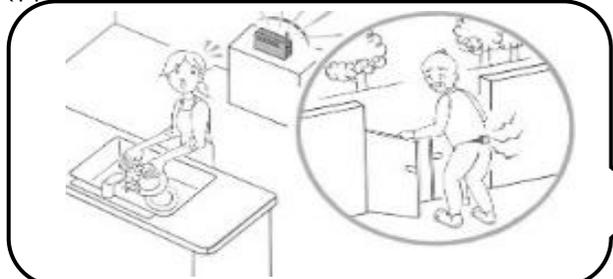
～当該オプション部分は給付対象外とする。

3. 通信機能を備えた福祉用具の再整理(案) (4) 改正後のイメージ(再整理案)

介護保険の給付対象となる機能

① 認知症老人徘徊感知機器

(告示※)で「通報」が種目の機能として定められているもの)



- ・ 福祉用具の位置情報、
- ・ 福祉用具のバッテリーの状態、異常・故障の情報又は使用状況を家族・隣人等に通知する機能が物理的に内蔵されている場合を給付対象に含める。
- ・ 屋外に携行できる機器に限る。

② 認知症老人徘徊感知機器以外の福祉用具貸与の種目

(特定福祉用具販売の種目は選択制の対象福祉用具のみ該当)

(例)



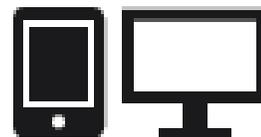
通信機能を内蔵可

- ・ 福祉用具のバッテリーの状態、異常・故障の情報又は使用状況を利用者、家族、又は必要に応じて福祉用具専門相談員等に通知する機能が物理的に内蔵されている場合を給付対象に含める。

データの流れ

利用者・家族等、必要に応じて福祉用具貸与事業者等が通知を受け取ることが可能

介護保険の給付対象外となる機能



給付対象外となる機能

- ・ 左記以外の機能を当該の福祉用具に搭載することは認められない。
 - ・ なお、左記によって得られたデータを使用した機能・サービスは、利用者と事業者の間の契約の定めにより、利用者の自己負担において使用可能
- ※利用者の自己負担による利用が考えられるサービス例
…位置情報を用いたナビゲーション機能 等

給付対象外となる費用

- ・ 通信料金、ソフトウェア・アプリケーションの導入・利用やサブスクリプション等に要する費用
- ・ スマートフォン・タブレット等の端末の導入費用
- ・ 福祉用具に内蔵されたものを除く、モデム・ルーター等の通信機器の導入費用 等

【主な留意事項】

- ・ 事業者への通知は、事前に利用者への説明と同意を得ること。
- ・ 通信機能を備えた福祉用具の取扱いについて、福祉用具専門相談員は利用者への説明と同意を得ること。
- ・ 位置情報等を第三者へ提供するに当たっては、個人情報保護に留意し、利用者の同意を得ること。

※「厚生労働大臣が定める福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与に係る福祉用具の種目(平成十一年三月三十一日)(厚生省告示第九十三号)」

3. 通信機能を備えた福祉用具の再整理(案) (5) 福祉用具に通信機能を備える場合の整理(案)

認知症老人徘徊感知機器	複合的機能	通信機能による通知項目の例	給付可否
※ 給付対象外の機能は「GPS等による位置情報の取得」を除き以下の表と同じ。 限定 列 挙	GPS等による位置情報の取得	屋外の位置情報 等	給付対象
	使用状況	電源on・off、通電時間 等	
	異常・故障	エラー履歴、エラーコード 等	
	修理交換の目安	バッテリーの状態、交換目安 等	

認知症老人徘徊感知機器以外の福祉用具貸与の種目(※1)	複合的機能	通信機能による通知項目の例	給付可否
車いす・車いす付属品 歩行器 歩行補助つえ 特殊寝台・特殊寝台付属品 床ずれ防止用具 体位変換器・移動用リフト 自動排泄処理装置 スロープ・手すり 限定 列 挙	使用状況	電源on・off、通電時間 等	給付対象
	異常・故障	エラー履歴、エラーコード 等	
	修理交換の目安	バッテリーの状態、交換目安 等	
※1 特定福祉用具販売の種目は 選択制対象福祉用具のみ該当。 例 示	転倒・転落	福祉用具の転倒、利用者の転倒・転落 等	給付対象外
	GPS等による位置情報の取得	屋外の位置情報 等	
	バイタルセンシング	心拍数、呼吸数、血圧、SpO2 等	
	睡眠・活動状態のセンシング	睡眠、覚醒、活動状態 等	
	緊急通報・通話	緊急呼出・通話 等	

給付対象外の機能が含まれた機器は、その機能の利用に要する費用が利用者の自己負担であっても、福祉用具全体を給付対象外とする。

主な留意事項

- 認知症老人徘徊感知機器のうち、GPS等により位置情報を取得するものは、利用者本人が認知症老人徘徊感知機器を携帯できるものに限る。
- センサー・送信端末は、様々な福祉用具に装着が可能な汎用品は保険給付の対象外として取り扱う。当該福祉用具の専用端末であり、外付けする場合は、メーカーが装着し、本人・支援者が取り外すことが出来ない仕様となっている場合のみ、給付対象に含める。

1. 前回までの整理
2. 通信機能を備えた福祉用具に係る追加調査結果(案)
3. 通信機能を備えた福祉用具の再整理(案)
4. 改正通知・Q&A(案)
5. 今後のスケジュールについて
6. 参考資料

4. 改正通知・Q & A(案)

(1) 通知の改正案について(前回からの修正点)①

- 「福祉用具の位置情報を家族に通知」する機能は、追加調査結果で**認知症老人徘徊感知機器以外に当該機能を備えた福祉用具が極少数であったことを踏まえ**、位置情報の取扱いは別途検討を要することから、対象外とするよう修正(今回は「福祉用具の位置情報を家族に通知するもの」は対象と記載)。(その他に字句一部修正)

通知改正案「介護保険の給付対象となる福祉用具及び住宅改修の取扱いについて」

(平成12年1月31日老企第34号厚生省老人保健福祉局企画課長通知)

新	旧
<p>(別添) 第一 福祉用具 1~2 (略) 3 複合的機能を有する福祉用具について二つ以上の機能を有する福祉用具については、次のとおり取り扱う。</p> <p>① それぞれの機能を有する部分を区分できる場合には、それぞれの機能に着目して部分ごとに一つの福祉用具として判断する。 但し、貸与告示第十一項に掲げる認知症老人徘徊感知機器とその他の福祉用具貸与の種目及び購入告示に掲げる特定福祉用具に該当する機能が含まれる場合は、法に基づく保険給付の対象外として取り扱う。</p> <p>② (略)</p> <p>③ 4(2)に該当するものを除き、福祉用具貸与の種目及び特定福祉用具の種目に該当しない機能が含まれる場合は、法に基づく保険給付の対象外として取り扱う。</p> <p>4 通信機能を備えた福祉用具については、次のとおり取り扱う。</p> <p>(1) 貸与告示第十一項に掲げる認知症老人徘徊感知機器</p> <p>① 福祉用具の位置情報を、通信機能により家族、隣人等へ通知する場合は、法に基づく保険給付の対象に含める。なお、屋外に機器を携帯するものに限る。</p> <p>② 福祉用具の位置情報を、4(1)①以外の機能で用いる場合は、当該機能に要する費用を除いた福祉用具の種目に相当する部分に限り、法に基づく保険給付の対象に含める。</p> <p>③ 4(1)②のうち、利用者の状態変化や体調不良等を通知する目的で用いる場合は、法に基づく保険給付の対象外として取り扱う。</p>	<p>(別添) 第一 福祉用具 1~2 (略) 3 複合的機能を有する福祉用具について二つ以上の機能を有する福祉用具については、次のとおり取り扱う。</p> <p>① それぞれの機能を有する部分を区分できる場合には、それぞれの機能に着目して部分ごとに一つの福祉用具として判断する。</p> <p>② (略)</p> <p>③ 福祉用具貸与の種目及び特定福祉用具の種目に該当しない機能が含まれる場合は、法に基づく保険給付の対象外として取り扱う。</p> <p>(新設) (新設) (新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

4. 改正通知・Q & A(案)

(1) 通知の改正案について(前回からの修正点)②

(前ページからの続き)

新	旧
<p>(2) 貸与告示に掲げる福祉用具貸与の種目(特定福祉用具販売の種目は、法第8条第12項及び同条第13項のいずれにも該当する福祉用具に限る。)</p> <p>① 福祉用具の維持管理、修理交換又は使用状況の把握に資する福祉用具の情報を、通信機能により居宅外の利用者、家族又は必要に応じて福祉用具専門相談員等に通知するものに限り、法に基づく保険給付の対象に含める。</p> <p>② 福祉用具の維持管理、修理交換又は使用状況の把握に資する情報を、4(2)①以外の機能で用いる場合は、当該機能に要する費用を除いた福祉用具の種目に相当する部分に限り、法に基づく保険給付の対象に含める。</p> <p>③ 4(2)②のうち、利用者の状態変化や体調不良等を通知する機能のため用いる場合は、法に基づく保険給付の対象外として取り扱う。</p> <p>(3) 4(1)及び4(2)について、その機能の利用に必要となる通信費用(例 通信料金、アプリケーションの導入、サブスクリプション等に要する費用)、受信端末の費用(例 スマートフォンやタブレット等の導入に要する費用等)及び通信環境の整備に要する費用(例 モデム、ルーター等の費用等)等は、法に基づく保険給付の対象外として取り扱う。</p> <p>第二 (略)</p>	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>第二 (略)</p>

4. 改正通知・Q & A(案)

(2) Q & A記載項目について

- 前回議論において、通知案について、詳細な対象を明示すべきことや関係職種の業務への影響を危惧する等の御意見があったことを踏まえ、Q & Aに追加する項目を整理した。

前回の主な御意見

- ・ 今後様々な機能を持つ製品が開発されると思うが、どの機能までを対象とするか明示する必要があるのではないか
- ・ 位置情報を取得したことによる駆け付け等は本来業務ではないことを明確にすべきではないか
- ・ 通信機能に相当する部分の契約期間によって、福祉用具の契約期間が縛られるような契約は不可、等と記載をすべき

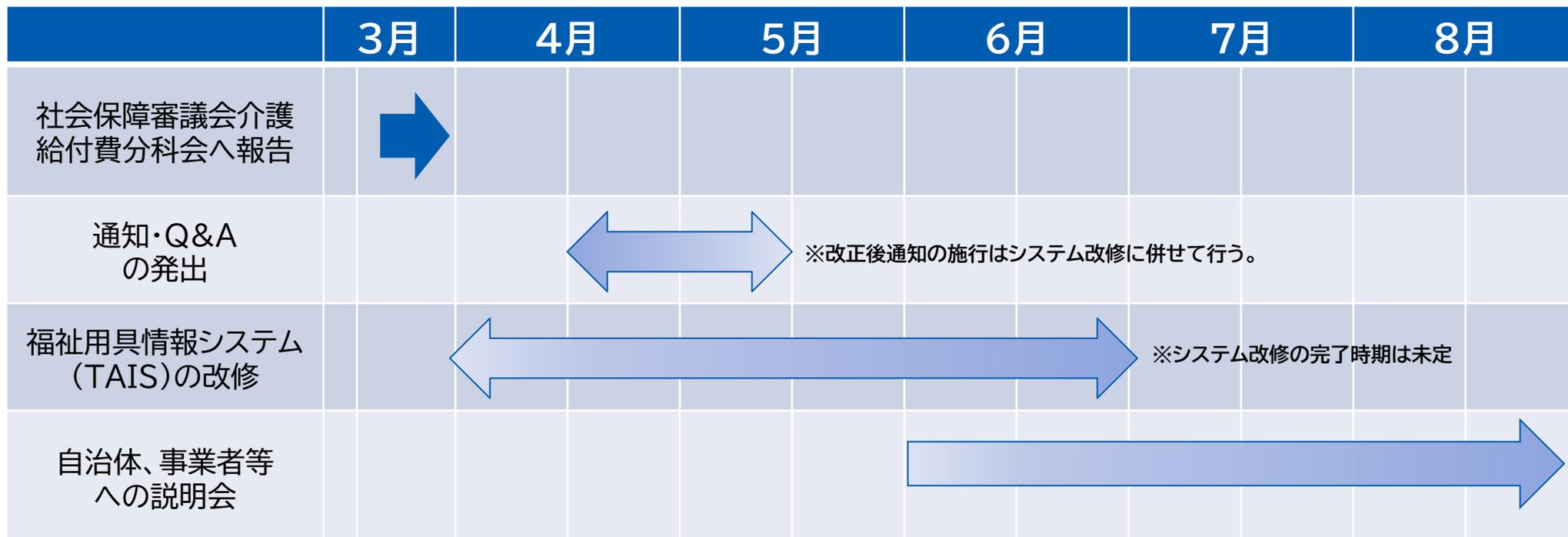
Q&A項目(案)

- ① 通信機能を備えることのできる種目について
- ② 通信機能について給付対象外となる機能について
- ③ 通信機能を活用したサービスについて
- ④ 通信機能を備えた福祉用具の請求について
- ⑤ 給付対象となる経費について
- ⑥ 利用者・家族への説明・同意について(福祉用具の位置情報)
- ⑦ GPS機能を内蔵する場合の取扱いについて
- ⑧ 個人情報の取り扱いについて
- ⑨ 通信機能に相当する部分の契約期間について
- ⑩ 関係職種の業務の範囲について
- ⑪ 認知症老人徘徊感知機器の通報について
- ⑫ 通信機能に相当する部分の価格の目安

1. 前回までの整理
2. 通信機能を備えた福祉用具に係る追加調査結果（案）
3. 通信機能を備えた福祉用具の再整理（案）
4. 通知改正・Q&Aについて（案）
5. 今後のスケジュールについて
6. 参考資料

5. 今後のスケジュール(案)

- 本検討会での議論後、社会保障審議会 介護給付費分科会への報告を予定
- 「福祉用具情報システム(TAIS)」の改修の完了に合わせ、改正通知を施行予定
- 通知改正後(施行までの間から)、自治体、事業者向け説明会を実施



1. 前回までの整理
2. 通信機能を備えた福祉用具に係る追加調査結果（案）
3. 通信機能を備えた福祉用具の再整理（案）
4. 通知改正・Q&Aについて（案）
5. 今後のスケジュールについて
6. 参考資料

介護保険における福祉用具

- 介護保険の福祉用具は、要介護者等の日常生活の便宜を図るための用具及び要介護者等の機能訓練のための用具であって、居宅要介護者等の日常生活の自立を助けるためのものを、保険給付の対象としている。

【厚生労働大臣告示において以下のものを対象種目として定めている】

対象種目

【福祉用具貸与】 <原則>

- ・ 車いす（付属品含む）
- ・ 床ずれ防止用具
- ・ 手すり
- ・ 歩行器（※2）
- ・ 認知症老人徘徊感知機器
- ・ 移動用リフト（つり具の部分を除く）
- ・ 特殊寝台（付属品含む）
- ・ 体位変換器
- ・ スロープ（※2）
- ・ 歩行補助つえ（※2）
- ・ 自動排泄処理装置

【特定福祉用具販売】 <例外>

- ・ 腰掛便座
- ・ 排泄予測支援機器
- ・ 簡易浴槽
- ・ 自動排泄処理装置の交換可能部品
- ・ 入浴補助用具（※1）
- ・ 移動用リフトのつり具の部分

（※1）入浴用いす、浴槽用手すり、浴槽内いす、入浴台、浴室内すのこ、浴槽内すのこ、入浴用介助ベルト

（※2 固定用スロープ、歩行器（歩行車は除く）、歩行補助つえ（松葉杖は除く）は、選択制の対象福祉用具となる。）

【給付制度の概要】

- ①貸与の原則：利用者の身体状況や要介護度の変化、福祉用具の機能の向上に応じて、適時・適切な福祉用具を利用者に提供できるよう、介護保険給付の対象となる福祉用具は貸与を原則としている。
- ②販売種目：貸与になじまない性質のもの（他人が使用したものを再利用することに心理的抵抗感が伴うもの、使用によってもとの形態・品質が変化し、再利用できないもの）と、選択制（③）の対象福祉用具のうち、利用者が販売を選択したものは福祉用具の購入費を保険給付の対象としている。
- ③選択制：利用者負担の軽減、制度の持続可能性の確保と福祉用具の適時・適切な利用や安全を確保する観点から、一部の福祉用具について貸与と販売の選択制を導入している。
- ④現に要した費用：福祉用具の貸与及び購入は、市場の価格競争を通じて適切な価格による給付が行われるよう、保険給付上の公定価格を定めず、現に要した費用の額により保険給付（原則9割、所得に応じて8割・7割支給）する仕組み。なお、貸与件数が月平均100件以上の商品については、貸与価格の上限設定（※）を実施しており、これを超えて貸与を行った場合は給付対象としない。また、販売は原則年間10万円を支給限度基準額としている。

※上限価格は当該商品の「全国平均貸与価格+1標準偏差(1SD)」(正規分布の場合の上位約16%)に相当する。

介護保険制度における福祉用具貸与・特定福祉用具販売の対象種目一覧 (イメージ)

福祉用具貸与

(原則要介護2以上で給付)

(要介護・要支援度に係わらず給付可能)

特定福祉用具販売

- 車いす
- 車いす付属品

- 特殊寝台
- 特殊寝台付属品



- 体位変換器

- 床ずれ防止用具



- 移動用リフト

- 認知症老人徘徊感知機器



- 自動排泄処理装置



- 手すり



- スロープ



(携帯用スロープ)

(固定用スロープ)

- 歩行者



(歩行車)

(歩行者)

- 歩行補助つえ



(松葉杖)

(単点杖)

(多点杖)

- ◆ 腰掛便座



- ◆ 簡易浴槽



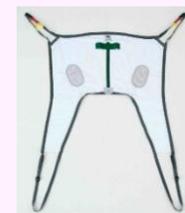
- ◆ 排泄予測支援機器



- ◆ 入浴補助用具



- ◆ 移動用リフトの吊り具の部分



- ◆ 自動排泄処理装置の交換可能部品



…赤枠は福祉用具の貸与と販売の選択制の対象となる種目のイメージ (写真提供) 一般社団法人日本福祉用具供給協会ほか

福祉用具貸与の種目別給付実績

○ 種目別の給付費（単位数）は、「手すり」「特殊寝台」「車いす」「特殊寝台付属品」「歩行器」の順に多い。

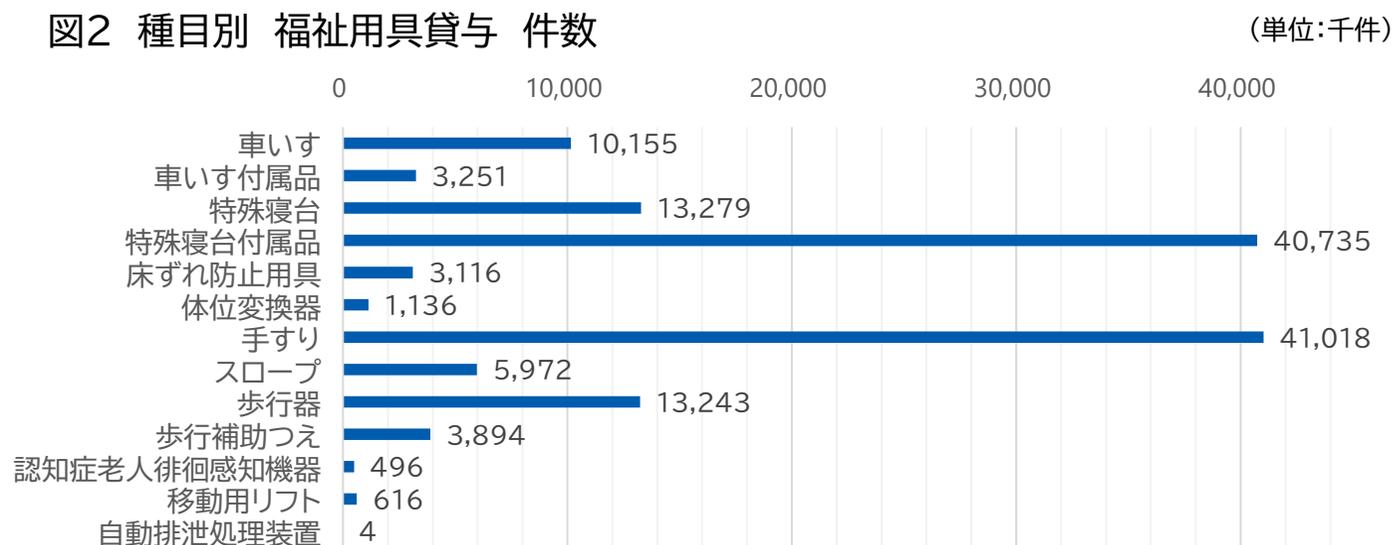
図1 種目別 福祉用具貸与 単位数



図3 種目別 福祉用具貸与 1件あたり費用

種目	1件あたり費用※
車いす	6,667円
車いす付属品	1,811円
特殊寝台	8,190円
特殊寝台付属品	1,220円
床ずれ防止用具	6,349円
体位変換器	3,428円
手すり	3,135円
スロープ	2,408円
歩行器	2,966円
歩行補助つえ	1,049円
認知症老人徘徊感知機器	6,506円
移動用リフト	16,242円
自動排泄処理装置	9,243円

図2 種目別 福祉用具貸与 件数

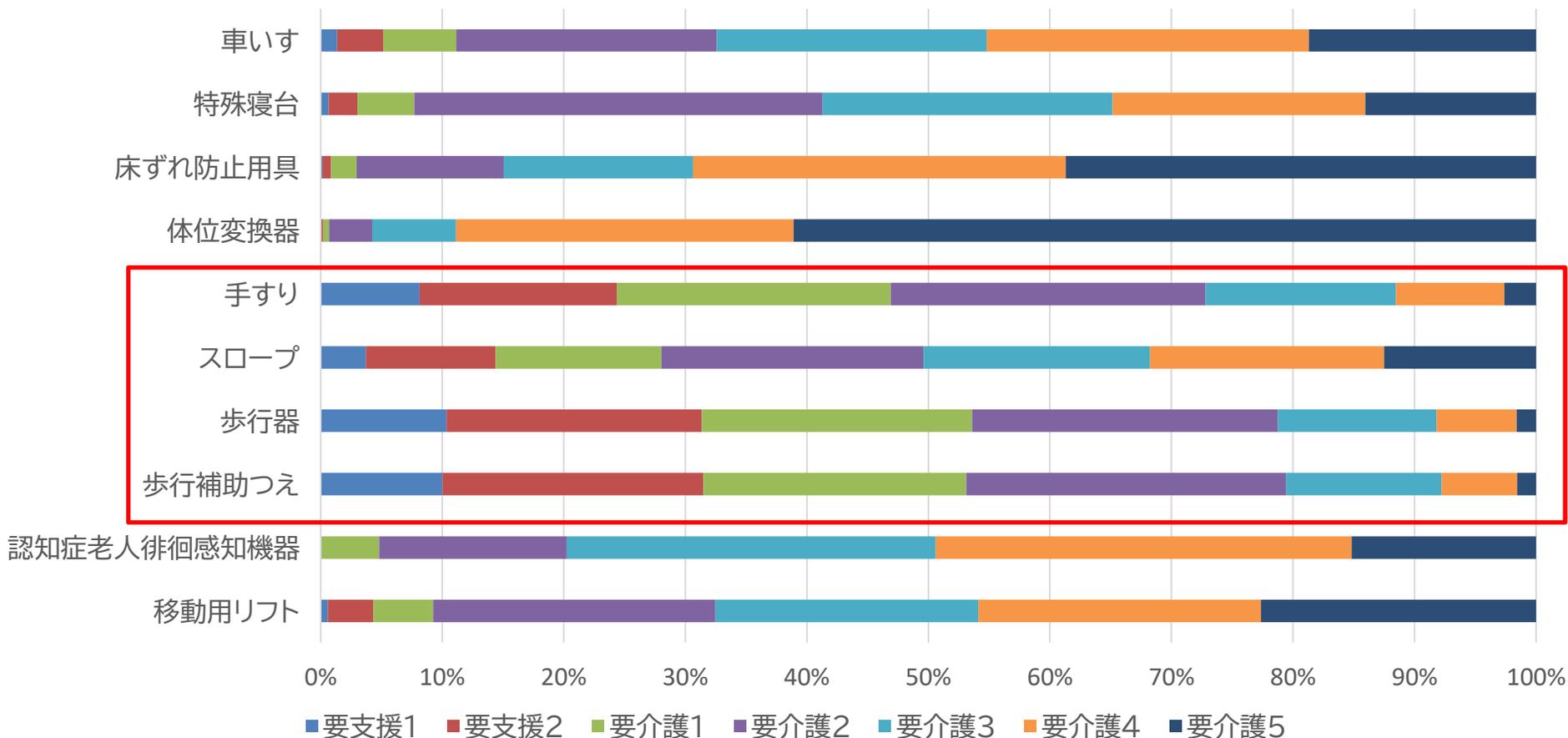


※ (種目別単位数 (図1) × 10) ÷ 種目別件数 (図2)

種目ごとの利用者の要介護度

- 付属品及び自動排泄処理装置を除いた種目ごとの要介護度割合は下図表の通り。
- 手すり、スロープ、歩行器、歩行補助つえの4種目は、軽度者(要支援1～要介護1)による利用が多い種目となっている。

※ 手すり、スロープ、歩行器、歩行補助つえ以外の種目は、厚生労働省告示により要支援・要介護1(自動排泄処理装置は要支援・要介護1～3)については原則算定しないとしている。ただし、支援が特に必要な者等、一定の要件に該当する場合はこの限りではない。



※ 出典:介護給付費等実態統計(令和7年4月審査分)

介護保険における福祉用具・住宅改修の主な制度改革等について

時期	制度改革等の概要
平成12年4月	<ul style="list-style-type: none"> ・介護保険法の施行
平成16年度	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者の状態から必要性が想定しにくい福祉用具が給付され、介護保険法の理念である自立支援の趣旨に沿わない事例があることから「介護保険における福祉用具の選定の判断基準」を策定(※令和6年に改訂)
平成18年度	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉用具の選定の判断基準を踏まえつつ、要支援者・要介護1の者について、車いす、特殊寝台等は給付の対象外に(※)一定の場合には給付対象となるようにするため、平成19年度に再度見直し ・事業者の責任の明確化を図るため、特定福祉用具販売について、指定事業者制度を導入
平成23年5月	<ul style="list-style-type: none"> ・「福祉用具における保険給付の在り方に関する検討会」における議論の整理(平成19年～平成23年にかけて開催) 論点1:いわゆる「外れ値」への対応について 論点2:比較的安価な福祉用具の取り扱いについて 論点3:専門職の関与と適切なアセスメント・マネジメントの推進について
平成24年度	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉用具貸与・販売の目標、目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した福祉用具貸与・販売計画の作成の義務化
平成27年度	<ul style="list-style-type: none"> ・自立支援に資する福祉用具の利用を図る観点から、指定講習カリキュラムの見直し・講習時間の拡充(40時間→50時間)、福祉用具専門相談員の要件の見直し(介護職員基礎研修課程・1級課程・2級課程の修了者、介護職員初任者研修課程の修了者を除外) ・福祉用具専門相談員が福祉用具に関する必要な知識の習得及び能力の向上等の自己研鑽を行うことへの努力義務化 ・給付効率の観点から、複数の福祉用具を貸与する場合は、通常の貸与価格から減額して貸与することを可能とする。
平成30年度	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅改修の事前申請時に利用者が保険者に提出する見積書類の様式を国が示すとともに、複数の事業者から見積もり取得について、介護支援専門員等が利用者へ説明の義務化 ・利用者に対する貸与しようとする商品の全国平均貸与価格の説明、機能や価格帯の異なる複数の商品の提示、福祉用具貸与・販売計画書を介護支援専門員への交付を規定 ・福祉用具の貸与価格の上限設定(月平均100件以上の貸与件数がある商品は全国平均貸与価格+1標準偏差(1SD)を上限)
令和3年度	<ul style="list-style-type: none"> ・居宅介護支援の退院・退所加算等における退院・退所カンファレンスにて、福祉用具専門相談員等の関係職種への関与を明示 ・福祉用具貸与の価格の上限設定について、適正化の効果と事業者負担を考慮し、設定された上限価格の見直しの頻度3年に1度へ変更
令和6年度	<ul style="list-style-type: none"> ・一部の福祉用具に係る貸与と販売の選択制の導入 ・福祉用具貸与計画の記載事項にモニタリング実施時期を追記し明確化 ・福祉用具専門相談員がモニタリング結果を記録し、その記録を介護支援専門員へ交付することを義務付け

関係団体への周知・連携について

前回の主なご意見を踏まえ、

- ・製造メーカー、福祉用具貸与・販売事業所には、福祉用具からの通知後の対応は給付対象外であるが利用者の自己負担により利用可能であること及び、貸与実績のある商品を対象にその価格設定や機器・データの利活用状況についてヒアリングすること
- ・福祉用具専門相談員、介護支援専門員等には、福祉用具の導入の必要性について説明し、同意を得る事項に通信環境の整備等に費用を要すること、について追記する等をしている。

関係団体・事業所等に連携・協力を求める事項（案） ※主な修正点は赤字

（メーカー、福祉用具貸与・販売事業所向け）

- 福祉用具の製造メーカー及び販売に携わる企業は、通信機能を備えた福祉用具を利用する対象者の状態とその使用場面及び利用に関する注意事項を具体的に明らかにし、当該福祉用具の利用を検討する際の参考となる情報の提供をお願いする。
- 本来機能に付随して通信機能を備えた福祉用具から、利用者又は家族に対し通知を行った後の対応について、駆けつけ・安否確認を含む一切の役務の提供は給付対象外であるが、利用者と事業者の間で契約を締結することにより様々なサービスを利用者の自己負担により利用することは可能である。
- 本来機能に付随して通信機能を備えた福祉用具について、月平均100件以上の貸与実績がある製品については後日、利用者の自己負担を要する通信費用等を含めた価格設定や通信機能及びデータの利活用状況についてヒアリング等の調査を依頼することがあるので御協力をお願いする。

（福祉用具専門相談員、介護支援専門員向け）

- 福祉用具専門相談員は、通信機能を備えた福祉用具の利用を提案する際には、利用者の希望、心身の状況及びその置かれている環境を踏まえ、導入の必要性について介護支援専門員をはじめとする専門職と検討し、必要性があると認められれば、利用者及びその家族に通信機能の利用とそのための通信環境の整備等に費用を要すること及び個人情報利用目的等について説明し同意を得るようお願いする。
- 介護支援専門員は、福祉用具専門相談員等と連携し、通信機能を備えた福祉用具を利用する際には、その必要性を居宅サービス計画書に記載し、利用者・家族に説明し同意を得るようお願いする。